長良川河口堰などの住民訴訟に関する質問主意書

提出者

原

陽

子

長良川河口堰などの住民訴訟に関する質問主意書

今年六月に開かれた三重県議会の定例会で、 長良川河口堰の訴訟について、 知事に対し、 次のような質問

があった。

〇円の賠償請求が出て、 支出命令を、 るんかなと。 「原告の請求の要旨は、長良川河口堰に係る一般会計から工業用水道事業会計への支出について、 出納長は支出をしてはならないと。そこで、知事個人に対して、現在二○億三○五八万二六九 負の遺産を引き継がれた北川知事は非常に気の毒だなと、こういうふうに御同情は申し上げま 提訴されておる。 私は、 これは金額が非常に大きいし、もしこれ、負けたらどうな 知事は

そもそも、 たびたび建設省にお願いに行ったんだけれども、もう相手にされなかった。私も、 この事業は、三重県の当時の田川知事も本当に反対だったんですね。 担当の部長も反対だっ

この議場からもいろ

す。

いろ言いましたし、 議会の外でも随分やったんですが、最終的には、 建設省と水資源開発公団の強行で始

ませんから一般会計から支出をした。これが今回の訴訟でございます。 まった事業であります。 しかし、事業が終わった以上は建設費は払わなくちゃならない。しかし、水が売れ 津地裁あるいは名古屋高裁で現在審

理中でございますが、このような住民訴訟について、 知事の御心境やら、これからの対応やら、 また、 御見

解を承りたいと、こういうふうに思います。」

右の質問に対する北川知事の答弁は以下の通りであった。

「長良川河口堰の住民訴訟につきましては、一般会計から工業用水道事業会計への支出について、三重県

の長としての知事に対しては支出命令、 出納長に対しては支出の禁止を求め、さらに、私個人に対し二○億

円余りの県への賠償を求めて訴訟が起こされています。

第 審の津地裁においては、 一般会計から工業用水事業会計への支出のみでは県に財産的損害は生じてお

らず、 住民 訴訟の適格性を欠くとの理由から訴え却下の判決が出されています。

原告側は、 これを不服として名古屋高裁に控訴し、 平成一二年七月一三日、 名古屋高裁において、 会計間

の繰り入れは公金の支出に該当し、 住民訴訟の対象となり得るとの理由から原判決を取り消し、 津地裁に差

し戻すとの判決を受けました。

県としては、 県内部における会計間の支出のみでは県に損害は発生せず、住民訴訟としての対象適格性を

欠くとの理由からこれを不服として最高裁に上告、 現在審理中でございます。 この最高裁の判決が出るまで

上告から一年ほどかかると聞いておりますので、 今後審理を見守りつつ、 的確に対応していきたいと

考えております。

また、このような現行の地方自治法の規定に基づく住民訴訟は、 実際上地方公共団体の政策の当否を争点

合においても、 巨額な賠償額の請求がなされたり、 裁判に対する各種負担を個人で担わざるを得ないといっ とする訴訟であるにもかかわらず、個人としての知事や職員が被告とされる場合があること、

また、

その場

たことがあること等の問題点があります。」

これ は、 公共事業の見直しや特殊法人改革が進む中、 地方に任されるべき判断が、 官庁や公団に左右さ

れ 財務会計上の損失を受けうることを示すケースとして、 参考となる事例である。

よって以下質問する。

1 当 時 の三重県知事や県担当部長が反対していた事業を、 当時の建設省と水資源開発公団が強行したとい

う事実を、政府はどう受け止めるか。

2 政策決定者である知事や担当部長が、 三重県にとって何が賢明な選択であるかを判断したにもかかわら

ず、 建設省や水資源開発公団の主張に従い、 事業を推進した結果、 水が売れず、 般会計から支出をする

ことになった。その責任は誰にあると政府は考えるか。

3 野町 三重県の北勢地域十市町 · 亀 山市)で構成される北勢地域広域水道事業促進協議会受水部会は、 (桑名市 木曽岬 町 長島 町 川越町 朝日町 楠町 長良川河口堰からの利水の先 ·四日市市 鈴鹿 市 菰

送りについての検討を行い、 今年七月六日に、 利水開始時期の延期を正式に決定した。 県議会の議事録に

残る企業庁の説明によれば、 先送りの理由は、 水需要の伸びが計画より鈍化していることだという。 これ

により、 「建設中の利息が生じますが、 そのための事業費の増加も考えられます」というのが三重県企業

庁の答弁である。 当時、 建設省および水資源開発公団は、 三重県下の多数の自治体が受けるこのような影

響を予測していたか。 予測していたのだとしたら、 水資源開発事業を推進したのは何故か。 予測 不能だっ

なぜ、 当時の知事や担当部長の判断に反して事業を推進したのか。 地方公共団体および住民

による自治を進める上で、 重要な点であるため、 明確かつ真摯な答弁をされたい。

4 北川知事は、 「このような現行の地方自治法の規定に基づく住民訴訟は、 実際上地方公共団体の政策の

当否を争点とする訴訟である」としているが、 住民訴訟が政策の当否を争点とする訴訟であるという解釈

を、政府もとっているのか。

5

過去三年間、 現時点までに、政策の当否を含めた争点で起きた住民訴訟で住民勝訴の判決を受けたケー

スはあるか。司法における判決は、 立法において重要な意味を持つので、 調査の上、 明確に答弁された

61

右質問する。